

苫小牧市PPP／PFI手法導入優先の検討規程

苫 小 牧 市

平成30年（2018年）7月

はじめに

地方公共団体が抱える行政課題は、少子高齢・人口減少社会の本格的な到来など、社会経済情勢の変化による市民ニーズの多様化等により、ますます高度化・複雑化している状況にあります。また、このような状況に伴い、今後、社会保障費の増大や市税収入の減少が見込まれる中、本市を含む各地方公共団体において、財政的な課題が尽きることはありません。

本市では、「民間に委ねることが可能なもの、民間になじむものは民間へ」の考え方を基本として、これまで民間委託、民間移譲、指定管理者制度の導入といった民間活力の積極的な活用に努めてきました。

これらの手法は、効率的・効果的な行政運営を進める上で一定以上の効果をあげてきましたが、今後見込まれる公共施設の老朽化問題に対応していくためには、従来の行政運営にとらわれない、新たな事業手法や民間活力の活用手法の導入が求められているところです。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）」において、PPP（Public Private Partnership＝官民連携）／PFI（Private Finance Initiative）手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要であるとしています。具体的には、国や人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとして、「PPP／PFI手法導入優先的検討規程」の策定を義務付けているところです。

また、「PPP／PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）」においては、人口20万人未満の地方公共団体について、地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、導入促進を図るための取組を進めることとしています。

このような背景から、本市においては、従来の手法に加え、施設の建設から運営、維持管理までを一括して民間のノウハウや資金を活用することができるPFI手法の導入について、より積極的な検討を進めることとし、「苫小牧市PPP／PFI手法導入優先的検討規程」を策定することとしました。

本規程では、公共施設等の整備事業において、最も適切な整備手法を選択できるよう、多様なPPP／PFI手法の導入を優先的に検討することを基本としています。

なお、今後の検討や法制度改正、実際の運用状況等を踏まえ、適宜、本規程を見直すことにより、内容の充実を図ることとします。

平成30年7月

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 1 目的 | |
| 2 用語の定義 | |
| 3 対象とするPPP／PFI手法 | |
| 第2章 優先的検討の対象事業 | 3 |
| 1 対象施設等 | |
| 2 対象となる事業の基準 | |
| 3 対象外となる事業等 | |
| 第3章 優先的検討の時期及び手法 | 5 |
| 1 検討開始時期 | |
| 2 検討の流れ | |
| 3 適切なPPP／PFI手法の選択 | |
| 第4章 簡易な検討 | 8 |
| 1 費用総額の比較による評価（定量的評価） | |
| 2 その他の方法による評価（定性的評価） | |
| 3 簡易な検討によるPPP／PFI手法の採用 | |
| 第5章 詳細な検討 | 10 |
| 第6章 評価結果の公表 | 12 |
| 1 公表内容 | |
| 2 公表方法 | |
| 3 公表時期 | |
| 第7章 その他 | 13 |
| 1 苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議 | |
| 2 PPP／PFI手法の採用決定及び具体的手続 | |
| 3 その他 | |
| 別 紙 PPP／PFI手法導入検討シート | |
| 別 記 苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議設置要綱 | |

第1章 総則

1 目的

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、PPP/PFI手法の適切な導入を進めるための優先的検討規程を定める。

2 用語の定義

本規程における用語の定義は、下表に掲げるとおりとする。

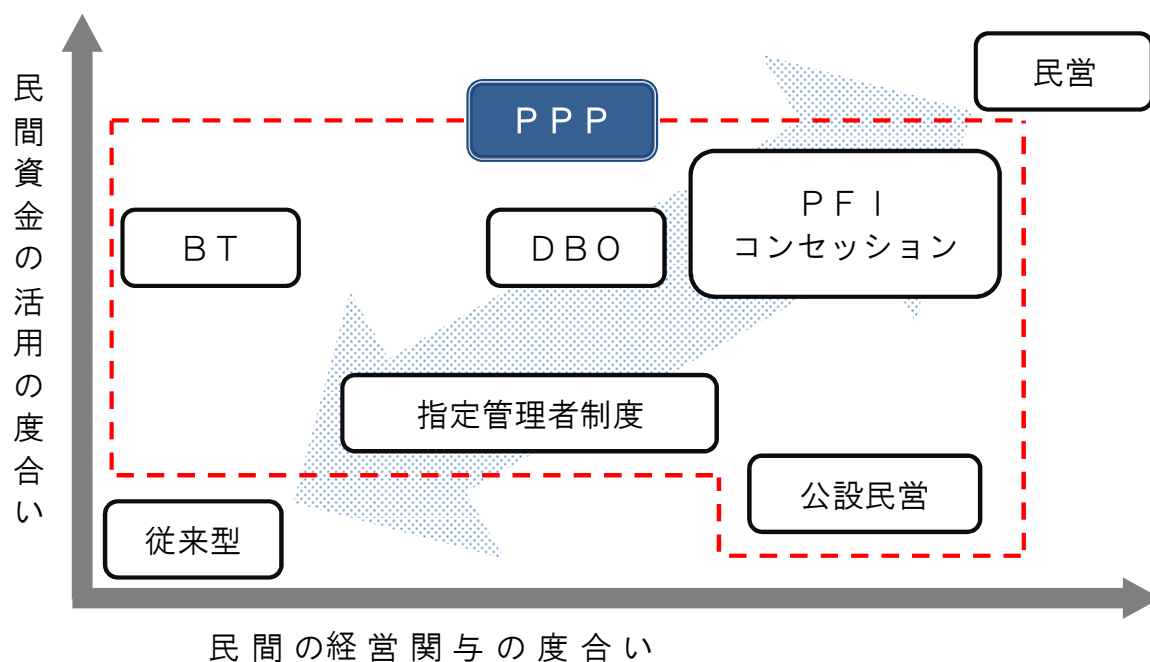
| 用語 | 定義 |
|----------|---|
| PPP | ・ Public Private Partnership の略。 ・ 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。官民連携。 |
| PFI | ・ Private Finance Initiative の略。 ・ PPPの代表的な手法の一つであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。 |
| 公共施設等 | ・ PFI法第2条第1項に規定する公共施設等。 |
| 公共施設整備事業 | ・ PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業。 |
| 整備等 | ・ 建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民等に対するサービスの提供を含む。 |
| 利用料金 | ・ PFI法第2条第6項に規定する利用料金。 |
| 運営等 | ・ PFI法第2条第6項に規定する運営等。 |
| 公共施設等運営権 | ・ PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権。 |
| 優先的検討 | ・ 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたりPPP/PFI手法の導入適否について、従来型手法（公設公営手法）に優先して検討すること。 |

3 対象とするPPP/PFI手法

本規程の対象とするPPP/PFI手法は、次に掲げるものとする。

| 区 分 | PPP/PFI手法 |
|-------------------------------------|--|
| (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等運営権方式 ・ 指定管理者制度 ・ 包括的民間委託 ・ O（運営等 Operate）方式 |
| (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） ・ BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） ・ BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） ・ DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） ・ DBM方式（設計 Design-建設 Build-維持管理 Maintenance） ・ RO方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） ・ ESCO事業（Energy-Service-Company） |
| (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） ・ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。） |

《 PPP/PFI手法の範囲 》



第2章 優先的検討の対象事業

1 対象施設等

P F I 法第2条第1項において、P F I の対象となる公共施設等として、次に掲げる施設（設備を含む。）が示されている。

| 区 分 | 対 象 |
|------------|---|
| (1) 公共施設 | 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道及び工業用水道等 |
| (2) 公用施設 | 庁舎及び宿舍等 |
| (3) 公益施設等 | 教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、賃貸住宅、更生保護施設、駐車場及び地下街等 |
| (4) その他の施設 | 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設並びに船舶、航空機等の郵送施設及び人口衛星等 |

2 対象となる事業の基準

次の（１）及び（２）の基準に該当する公共施設整備事業を、本規程に定める優先的検討の対象とする。

（１）事業類型による基準

次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

（２）事業規模による基準

次のいずれかの事業費規模を有する公共施設整備事業

ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（施設改修を含む。）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等の運営等

※ 「事業費の総額」の考え方

○ 設計費、本体工事費、設備・付帯工事費等の建設又は改修に要する工事費用とする。

△ 用地取得費用、各種事前調査費用、既存施設等撤去費用、建設又は改修に伴う環境整備費用等の派生的費用は含まない。

3 対象外となる事業等

上記にかかわらず、次に掲げる事業等については、本規程に定める優先的検討の対象外とする。

- (1) すでにPPP／PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく、市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (5) すでに事業に着手している又はすでに実施手法が計画等により決定している公共施設整備事業
- (6) その他PPP／PFI手法を導入することにより、公共性及び公益性を確保することが難しいと認められる公共施設整備事業

第3章 優先的検討の時期及び手法

1 検討開始時期

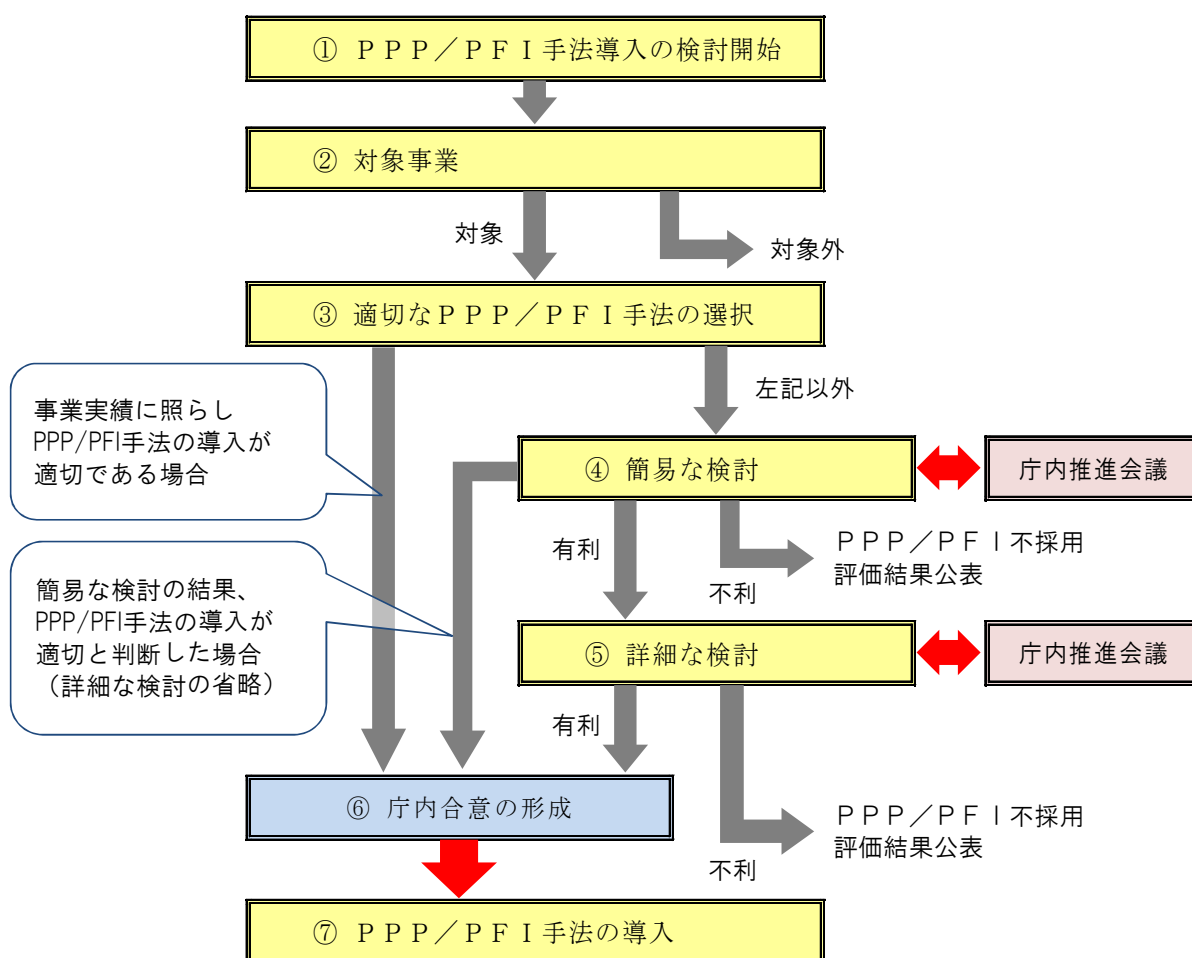
PPP/PFI手法導入の優先的検討を開始する時期は、公共施設等の整備又は運営の方針を検討する時期とし、具体的には次に掲げる期間とする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うための基本構想、基本計画等を策定するまでの期間
- (2) 公共施設等の運営等の方針を見直し又は新たに方針を決定するまでの期間

2 検討の流れ

PPP/PFI手法導入に関する優先的検討は、次に示すフローで実施し、「簡易な検討」と「詳細な検討」の2段階により検討を進める。

《 PPP/PFI手法導入に係る優先的検討フロー 》



3 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次章の「簡易な検討」又は第5章の「詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下、「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択することもできるものとする。

《 事業手法の類型（コンセッション方式を除く） 》

| 手法 項目 | 事業手法の類型及び名称 | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|-------------|---|----------------------------------|-------------------------------|--------------------|--|
| | PFI | | | | | 公共資金調達型 | 民間建設 借上方式 | 運営・維持管理型 | | |
| | BOO | BOT | BTO | RO | BT | DBO・DBM | | 指定管理 者制度 | 包括的 民間委託 | |
| 業務範囲・ 所有など | 設計 建設 | 民 | | | | | 民 | 民 | × | |
| | 運営等 | 民 | | | | × | 民 | 民/公 | 民 | |
| | 資金調達 | 民 | | | | | 公 | 民 | 公 | |
| | 施設保有 | 民 | 公 | | | | 公 | 民 | 公 | |
| 特記事項 | 事業終了後も民間が保有を継続又は施設を撤去し土地を返却 | 事業終了後、公共へ所有権を移転 | 施設完成時に公共へ所有権を移転 | 民間が施設を改修した後、施設の運営等を実施 | 施設の運営等は別途実施 | DBOでは維持管理、DBMでは施設の運営について、直営又は別途委託する場合がある。 | 民間が施設を建設し、当該施設の賃借料を支払い、公共が使用する方式 | 地方自治法第244条の2に規定する公の施設の指定管理者制度 | 施設の運営等を包括的（長期的）に委託 | |

《 コンセッション方式（公共施設等運営権方式） 》

| | |
|-----|--|
| 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法で定められる権利制度 ・ 所有権を有する公共施設等の運営権を民間事業者に設定し、料金設定等を含めた当該施設の運営等を担わせる方式 |
| 特 徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権対価を徴収することにより、施設収入の早期回復や顧客ニーズを踏まえたサービス向上の実現が期待される。 ・ また、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の円滑化等が図られることも期待される。 ・ 利用料金の徴収を伴う施設や収益型施設において、大きな効果が期待される。 |

（２）評価を経ずに行う採用手法導入の決定（検討の省略）

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、簡易な検討及び詳細な検討、又はいずれかの検討を省略することができる。

| 採用手法 | 簡易な検討 | 詳細な検討 |
|--|-------|-------|
| ① 指定管理者制度 | 省略可 | 省略可 |
| ② 施設整備業務の比重が大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における B T O 方式 | 省略可 | 実 施 |
| ③ 民間事業者から P P P / P F I に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 | 省略可 | 実 施 |

第4章 簡易な検討

事業担当部課は、別紙「PPP/PFI手法導入検討シート」を活用し、次に掲げる評価をそれぞれ行うことにより、公共施設整備事業におけるPPP/PFI手法の導入方針について、簡易な検討を行うものとする。

1 費用総額の比較による評価（定量的評価）

簡易な検討においては、PPP/PFI手法の導入によるLCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果等を簡易的に計算し、定量的な効果を把握する。

事業担当部課は、市が自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

なお、PPP/PFI手法の選択において、複数の手法を選択した場合は、各々の手法について、その費用総額を算定し、最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に関する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 その他の方法による評価（定性的評価）

PPP/PFI手法の導入にあたっては、費用総額による定量的評価以外にも、事業特性等を踏まえ、サービスや運営等による効果等を検討した上で、採用手法の導入適否を評価する必要がある。

事業担当部課は、基本構想・基本計画等における採用手法の導入に伴う定性的な効果や課題等について、主に次に掲げる項目に関し、可能な範囲で調査・検討を行うものとする。

| 項目 | 備考 |
|------------------------|-------------------------------------|
| (1) 類似施設のPPP/PFI手法導入実績 | ・ 2～3事例程度 ・ 導入事例がない場合は省略することができる |
| (2) 想定される効果、課題等 | ・ 導入事例による想定 ・ 事業特性、施設特性による想定 |

| | |
|--|--|
| | <p>【例】利用者数の増加、利用料金収入の増加、運営等の効率化、まちづくりに寄与する効果、地域経済への影響、安全・安心かつ公平なサービスの提供 など</p> |
|--|--|

事業担当部課は、定性的評価において、次に掲げる評価その他客観的に評価することができる手法により採用手法の適否を評価するものとする。

- (1) 民間事業者へのヒアリング
- (2) 類似事例の調査
- (3) 事業特性及び施設特性の整理

なお、事業担当部課は、定性的評価を行うための事例が乏しいなど、特に事情があり、定性的評価の実施が難しいときは、定性的評価を省略することができる。この場合は、その旨を苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議に報告するものとする。

3 簡易な検討によるPPP／PFI手法の採用

事業担当部課は、簡易な検討による検討結果を、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議に報告するものとする。

苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議は、この検討結果をもとに、詳細な検討の必要性及び採用手法の導入適否に関する方針について協議する。

なお、このとき、簡易な検討による検討結果について協議・検証した上で、十分に課題・効果等の評価がなされていると判断できる場合は、詳細な検討を実施せずに、採用手法の導入方針を決定することができるものとする。

第5章 詳細な検討

事業担当部課は、簡易な検討による検討結果に基づき、苫小牧市PPP/PFI庁内推進会議が採用手法の導入に適さないと判断した事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタント等を活用することにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、市が自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否に関する詳細な検討を行うものとする。

詳細な検討は、委託料等の支出を伴う、採用手法の導入可能性調査となることから、事業担当部課においては、当該予算の確保及び実施スケジュールに留意する必要がある。

なお、調査内容は、主に次に掲げる事項とする。

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------|---|
| (1) 費用縮減効果 | 整備費、運営費、維持管理費、金利、税等を事業計画段階で可能な限り詳細に精査し、VFMを算出する。 |
| (2) 委託範囲 | 行政が担う範囲と民間事業者が担う範囲を明確化する。 |
| (3) PPP/PFI手法の導入可能性又は導入不可理由 | PPP/PFI手法のいずれの手法が最も効果を発揮するかを検討する。また、導入不可である場合は、その理由を可能な限り多角的に分析し、明確化する。 |
| (4) 事例分析 | 類似事業が存在する場合は、当該事業について、他都市への調査等を行い、事業課題や効果等を分析する。 |
| (5) リスク分担 | 従来行政が担ってきた事業にはどのようなリスクが存在し、そのリスクをどの程度民間負担とできるか検討する。 |
| (6) モニタリング | 事業の実施を適切に管理・監督するためのモニタリング方針等を検討する。 |
| (7) 課題・懸念 | 事業特性や施設特性に応じた課題や懸念となる点について、可能な限り抽出・分析する。 |
| (8) 効果の最大化 | PPP/PFI手法の導入により事業効果を最大限発揮するためのより適切な取組、民間ノウハウの活用等について調査・検討する。 |
| (9) 事業スケジュール | 事業者選定までの手続に係る作業項目、スケジュール案を検討する。 |
| (10) 市場の把握 | 民間事業者の事業参加可能性を調査する。 |
| (11) 地場企業の参画可能性 | 事業受注、SPC構成員としての参加、契約企業からの発注など、地域経済の活性化・寄与について検討する。 |

事業担当部課は、詳細な検討による検討結果を、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議に報告するものとする。

苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議は、この検討結果をもとに、採用手法の導入適否について協議し、その方針を決定する。

第6章 検討結果の公表

事業担当部課は、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議において、公共施設整備事業がPPP／PFI手法の導入に適さないと判断された場合には、次のとおり、その旨を公表するものとする。

1 公表内容

検討対象とした公共施設整備事業について、PPP／PFI手法を導入せず、市が自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法を採用することとした場合は、その理由を、簡易な検討及び詳細な検討による検討結果をもとに公表する。

2 公表方法

本市ホームページへの掲載その他適切な方法による。

3 公表時期

公共施設整備事業に係る入札手続等の公正さを確保するため、次に掲げる時期に、それぞれ定める事項を公表する。

| 時期 内容 | PPP／PFI手法を導入しない旨を 決定後、遅滞なく公表 | 当該事業における主たる工事等の 入札結果の公表とあわせて公表 |
|----------|---|--|
| 簡易な検討 | <ul style="list-style-type: none">・PPP／PFI手法を導入しないこととした旨・簡易な検討による検討結果（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） | <ul style="list-style-type: none">・簡易な検討におけるPPP／PFI手法導入検討シート・簡易な検討による検討結果 |
| 詳細な検討 | <ul style="list-style-type: none">・PPP／PFI手法を導入しないこととした旨・詳細な検討による検討結果（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） | <ul style="list-style-type: none">・簡易な検討におけるPPP／PFI手法導入検討シート（詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は、当該更新後のシート）・詳細な検討による検討結果 |

第7章 その他

1 苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議

本市におけるPPP／PFI手法について、その導入適否及び適切な手法の検討並びに関係部署における総合的な調整を図るため、別記の設置要綱により、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議を設置する。

苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議は、本規程において、事業担当部課による簡易な検討及び詳細な検討の実施後にそれぞれ開催し、その検討結果について協議するとともに、PPP／PFI手法の導入適否に関する方針等を決定するものとする。

2 PPP／PFI手法の採用決定及び具体的手続

(1) 採用決定

本規程に定める優先的検討等を行い、PPP／PFI手法の導入適否に関する方針等を定めた公共施設整備事業については、政策会議その他適切な手段により庁内合意を形成した上で、PPP／PFI手法の採用に関する最終的な決定を行うものとする。

なお、庁内合意の形成手段については、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議の助言を受け、その事業規模等に応じ、適切に選択するものとする。

(2) 採用決定後の具体的手続

PPP／PFI手法の採用決定後における事業者選定等の具体的な手続に関しては、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議において、別に定めるものとする。

なお、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議は、採用決定後の手続を進めるにあたっては、事業担当部課から適宜報告を受け、その進捗を確認するとともに、必要な指導・助言等を行うものとする。

3 その他

社会経済情勢の変化や法制度改正、実際の運用状況等により、本規程を見直す必要がある場合、及び本規程に定めがない事項を定める必要がある場合は、適宜、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議で協議の上、本規程を改定し、内容の充実を図るものとする。

－ PPP／PFI手法導入検討シート －

年 月 日

| | |
|--------|---------|
| 事業担当部課 | 〇〇部 〇〇課 |
| 事業名 | 〇〇〇〇事業 |

1 優先的検討の対象判定

| | | |
|---------|--|---|
| 優先的検討要件 | | ①「建築物又はプラントの整備等に関する事業」又は「利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」に該当 |
| | | ②「施設整備に係る事業費の総額が10億円以上」又は「運営等に係る単年度の事業費が1億円以上」に該当 |

2 事業概要

| | | | |
|------|------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 事業目的 | | | |
| 事業内容 | | | |
| 事業工程 | 年 月～ | 年 月 | |
| | 年 月～ | 年 月 | |
| | 年 月～ | 年 月 | |
| | 年 月～ | 年 月 | |
| | 年 月～ | 年 月 | |
| | 年 月～ | 年 月 | |
| | 年 月～ | 年 月 | |
| 公の施設 | 該 当 ・ 非該 当 | | |
| 用地関係 | 住所 | 苫小牧市 町 丁目 | 敷地面積：約 m ² |
| | 用地確保 | 市有地 ・ 民有地 (買収 ・ 借上) 金額： 百万円 | |
| | 計画上の規制 | 規制区域 建ぺい率 % | 用途地域 容積率 % |
| 事業規模 | 延床面積：約 | m ² (新設 ・ 更新 ・ 増築 ・ その他) | |
| | 造成面積：約 | m ² | |

3 事業費等

| | 従来型手法 (市が自ら整備等を行う手法) | | 採用手法 (候補となるPPP/PFI手法) | |
|-------|-------------------------|---------|--------------------------|---------|
| | 総 額 | 百万円 | 総 額 | 百万円 |
| 整備等費用 | 内 設計費 | 百万円 | 内 設計費 | 百万円 |
| | 内 建設費 | 百万円 | 内 建設費 | 百万円 |
| | 内 人件費 | 百万円 | 内 人件費 | 百万円 |
| | 内 その他 | 百万円 | 内 その他 | 百万円 |
| | 算出根拠 | | | |
| 運営等費用 | ○年総額 | 百万円 | ○年総額 | 百万円 |
| | 内 人件費 | 百万円 × 年 | 内 人件費 | 百万円 × 年 |
| | 内 維持管理費 | 百万円 × 年 | 内 維持管理費 | 百万円 × 年 |
| | 内 運営費 | 百万円 × 年 | 内 運営費 | 百万円 × 年 |
| | 内 その他 | 百万円 × 年 | 内 その他 | 百万円 × 年 |
| 算出根拠 | | | | |
| 利用料金 | ○年総額 | 百万円 | ○年総額 | 百万円 |
| | 内 訳 | 百万円 × 年 | 内 訳 | 百万円 × 年 |
| 算出根拠 | | | | |

3 事業費等（前ページから続く）

| | 従来型手法 (市が自ら整備等を行う手法) | | 採用手法 (候補となるPPP/PFI手法) | |
|--------|-------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| | ○年総額 内 訳 | 百万円 百万円× 年 | ○年総額 内 訳 | 百万円 百万円× 年 |
| 資金調達費用 | | | | |
| 算出根拠 | | | | |
| 調査等費用 | 総 額 | 百万円 | 総 額 | 百万円 |
| 算出根拠 | | | | |
| 税金 | 総 額 | 百万円 | 総 額 | 百万円 |
| 算出根拠 | | | | |
| 税引後損益 | 総 額 | 百万円 | 総 額 | 百万円 |
| 算出根拠 | | | | |
| 合 計 | 総 額 | 0 百万円 | 総 額 | 0 百万円 |

4 事業構想等

| | |
|------------------|---------|
| 総合計画等の 位置付け | あり ・ なし |
| 事業の必要性 | あり ・ なし |
| 整備・運営等の 基本的方針 | あり ・ なし |

5 PPP/PFI手法の導入検討

| 項 目 | 判 定 | 判定の内訳 | |
|--------|-----|---|-----|
| | | 個 別 項 目 | 判 定 |
| 発注方法要件 | | ①一括発注が可能 (設 計 ・ 建 設 ・ 維 持 管 理 ・ 運 営 ・ そ の 他) | |
| | | ②性能発注により民間事業者に実施方法を委ねることが可能 | |
| 管理運営要件 | | ①総事業費に対する管理運営部分の比率 管理運営費用÷総事業費×100= % | |
| | | ②施設の管理運営において民間のノウハウを活用することが可能 | |
| 実績等要件 | | ①類似事業におけるPFI手法導入の有無 ○○市 ○○○事業 (年、VFM: 百万円) ○○市 ○○○事業 (年、VFM: 百万円) | |
| | | ②類似事業における他の民間事業実績の有無(指定管理等を含む。) ○○市 ○○○センター(手法:) ○○市 ○○○センター(手法:) | |
| | | ③多くの民間事業者が参入可能(参入見込み: 者程度) | |
| | | ④地元の民間事業者が参画可能 内容: | |
| | | ⑤民間事業者から具体的な提案の有無(すでに提案のあったもの) 事業者名: 内容: | |
| | | ⑥その他 内容: | |

5 PPP/PFI手法の導入検討（前ページから続く）

| 項目 | 判定 | 判定の内訳 | | | |
|---------|----|--|-----------|----------|----|
| | | 個別項目 | | | 判定 |
| 法的規制要件 | | ①法的な規制等がなく、民間事業者に施設整備から運営等まで委ねることが可能（道路法、河川法、地方自治法との関連など） | | | |
| | | ②その他 内容： | | | |
| 財源要件 | | ①補助金活用に関するデメリットが発生しない 従来型手法により活用可能な補助金（あり・なし） PPP/PFI手法導入による補助金活用（可能・不可） | | | |
| | | ②その他 内容： | | | |
| ニーズ要件 | | ①長期にわたる需要が見込まれる施設であり、かつ社会経済情勢の変化に伴う需要変動が少ない | | | |
| | | ②その他 内容： | | | |
| 客観的評価要件 | | ①事業成果に関し客観的な指標による評価が可能 手法： | | | |
| 作業工程要件 | | ①PPP/PFI手法の導入に係る各手続を行うための十分な期間が確保可能 期間： | | | |
| | | ②供用開始時期の制約（あり・なし） 内容： | | | |
| | | ③その他 内容： | | | |
| リスク管理要件 | | ①代替施設が確保できるなど、事業破綻時等にも対応可能 内容： | | | |
| VFM要件 | | ①VFM (Value For Money) が見込まれる | | | |
| | | 従来型手法 | PPP/PFI手法 | VFM | |
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 % | |

6 事業担当部課の総合評価

| | | 項目 | 判定 |
|--------------------------|----|---|---------------------------|
| PPP/PFI 手法導入に係る 評価 | | ①市民サービスの向上が期待できるか 内容： | |
| | | ②財政支出の削減等の効果が期待できるか 内容： | |
| | | ③その他導入効果が期待できるか（導入にあたっての課題等はないか） 内容： | |
| 適性評価 | 適正 | 項目 | 内容 |
| | あり | 事業期間 | 設計建設期間 年間（～）／運営等期間 年間（～） |
| | | 業務範囲 | 設計・建設・維持管理・運営・その他（ ） |
| | | 事業形態 | 独立採算型・サービス購入型・ジョイントベンチャー型 |
| | | 採用手法 | BTO・BOT・BOO・DBO・その他（ ） |
| | | 資金調達 | |
| | なし | 事業実施手法 | 公設公営・公設民営（指定管理者制度）・その他 |
| 理由 | | | |

苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市PPP／PFI手法導入優先的検討規程に基づき、公共施設等において抱える様々な課題解決を図る手法としてPPP／PFIの活用を推進するとともに、適切な導入手法の検討及び関係部署における総合的な調整を図るため、苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、苫小牧市PPP／PFI手法導入優先的検討規程に定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 苫小牧市PPP／PFI庁内推進会議（以下「推進会議」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) PPP／PFI手法の導入の推進に関する事項
- (2) 公共施設整備事業におけるPPP／PFI手法の導入適否に関する事項
- (3) PPP／PFI手法の導入決定後における具体的手続に関する事項
- (4) その他PPP／PFI手法の導入に関し必要な事項

(組織)

第4条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、主管の副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。
- 5 前項に定めるほか、議長が特に必要と認める場合は、議長が適当と認める職員を委員に充てることができる。

(議長及び副議長)

第5条 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部行政監理室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月27日から実施する。

別 表 (第4条関係)

| 部 | 委員に充てる職 |
|-------|--------------|
| 総合政策部 | 政策推進課長 |
| | スポーツ都市推進課長 |
| 総務部 | 行政監理室行革主幹 |
| 財政部 | 財政課長 |
| | 契約課長 |
| | 管財課長 |
| | 管財課主幹 |
| 市民生活部 | 市民ホール建設準備室主幹 |
| | 市民生活課長 |
| 産業経済部 | 公設地方卸売市場長 |
| 都市建設部 | 建築課長 |
| | 設備課長 |
| | 住宅課長 |
| 上下水道部 | 水道整備課長 |
| | 下水道計画課長 |
| 教育部 | 施設課長 |
| | 生涯学習課長 |